

農業経営収入保険の概要

制度内容	農業経営収入保険（以下「収入保険」という。）は、農業経営全体を対象とした保険制度です。全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少に加え、価格低下も含めた収入減少を補てんします。
加入資格	青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象です。保険期間の前年1年分の青色申告（簡易な方式を含む）実績があれば加入できます。ただし、現金主義の特例による青色申告は対象外です。
対象収入	農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体が対象です。（仕入品は対象外） 基本的に全ての農業経営品目が対象となります。 「所得」ではなく「収入」を対象にします。 農産物の加工品は販売収入に含みません。 ただし、精米、荒茶など農業者が自ら生産した農産物に簡易な加工を施したものは販売収入に含めます。 在庫・事業消費は販売収入に含めます。 補助金は販売収入に含みません。ただし、コスト割れを補てんする畑作物の直接支払交付金（麦、大豆等）、加工原料乳生産者補給金等の数量払いについては販売収入に含めます。 収入減少だけでなくコスト増も補てんする肉用牛肥育経営安定特別対策事業（マルキン）等の対象である肉用牛、肉用子牛、肉用豚、鶏卵は収入保険の対象品目としません。
簡易な加工品	精米、もち、荒茶、仕上茶、梅干し、干し大根、畳表、干し柿、干し芋、乾しいたけ、牛乳 など
対象要因	自然災害による減収や市場価格の低下、けが、病気など農業者の経営努力では避けられない収入減少を補償の対象とします。捨て作りや意図的な安売りなどは補償の対象外です。
保険期間	個人は、1月から12月までの1年間 法人は、当該法人の事業年度の1年間

補償内容

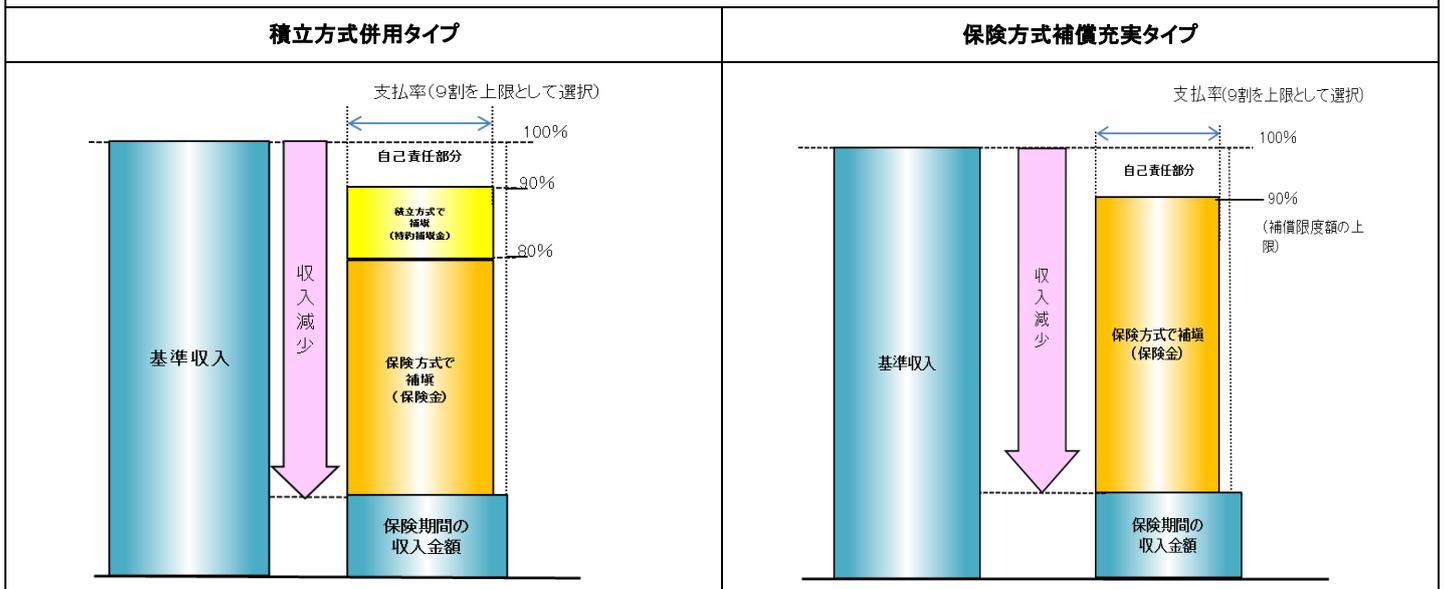
(1)基準収入金額

補てんの基準となる基準収入金額は、農業者ごとの過去5年間の平均収入を基本とし、経営規模の拡大・縮小、過去の収入の上昇傾向など、保険期間の営農計画を考慮して設定されます。

(2)補てん方式

「保険方式」と「積立方式」を併用するタイプと「保険方式」のみを用いるタイプがあります。（下図）

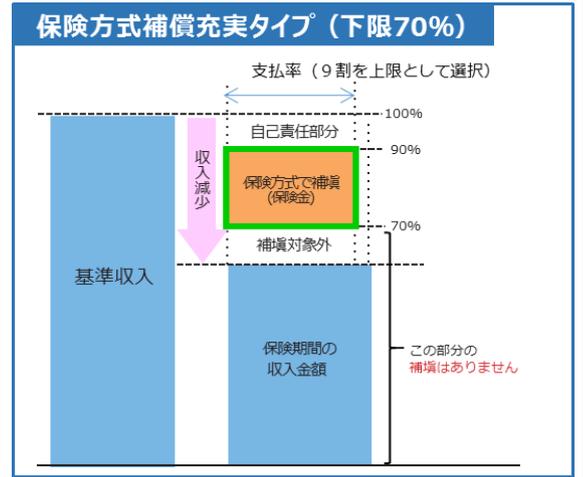
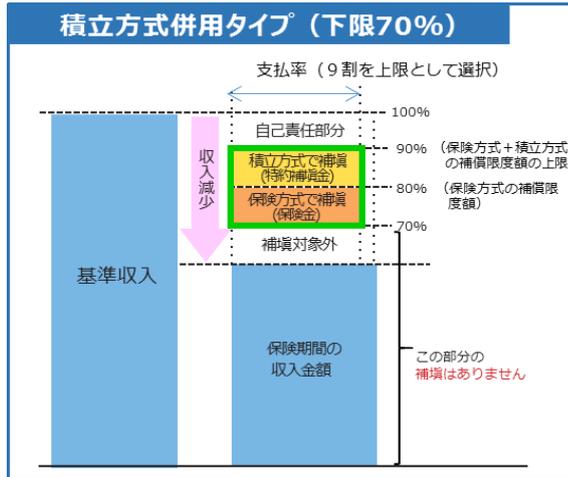
例えば、基準収入が1,000万円で最大補償の場合、保険期間の収入がゼロとなったときは、いずれのタイプも同じ810万円の補償が受けられます。（※5年以上の青色申告実績がある場合）



	積立方式併用タイプ	保険方式補償充実タイプ
保険料	10.8万円	23.0万円
積立金	22.5万円	—
付加保険料 (事務費)	2.2万円	2.2万円
合計	35.5万円	25.2万円

(3)補償の下限の選択

保険方式について、補償の下限を選択することで、保険料を最大約4割安くできます。
 保険方式の補償限度が80%の場合、補償の下限は、基準収入の70%、60%、50%から選択できます。
 例えば、基準収入が1,000万円で基準収入の70%を補償の下限として選択した場合、保険期間の収入が700万円になったときは、いずれのタイプも同じ180万円の補てんが受けられます。ただし、700万円を下回った分の補填はありません。
 補償の下限を設けない場合と比較すると、保険料は積立方式併用タイプで約4割、保険方式補償充実タイプで約2割安くなります。



	積立方式併用タイプ (保険方式80%+積立方式10%、支払率90%)		保険方式補償充実タイプ (保険方式90%、支払率90%)	
補償の下限を 設けない場合 補てん金 最大810万円	保険料	10.8万円	保険料	23.0万円
	積立金	22.5万円	積立金	—
	付加保険料 (事務費)	2.2万円	付加保険料 (事務費)	2.2万円
	合計	35.5万円	合計	25.2万円
基準収入の70%を 補償の下限とした場合 補てん金 最大180万円	保険料	6.1万円	保険料	18.4万円
	積立金	22.5万円	積立金	—
	付加保険料 (事務費)	1.9万円	付加保険料 (事務費)	1.9万円
	合計	30.5万円	合計	20.3万円

(4)補償金額の設定方法について

保険方式は「補償限度」と「支払率」、積立方式は「補償幅」と「支払率」を設定することで補償金額が決定します。
 保険方式では補償の下限を設定することができます。
 最大補償の場合、保険期間の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額上限）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率上限）の補てん金を支払います。
 積立方式の支払率は、保険方式の支払率以下で選択できます。
 積立方式に加入するかどうか也可以选择できます。

<保険方式で選択できる補償限度と支払率>

青色申告の提出年数	補償限度	支払率	保険方式の補償の下限
5年	90%、88%、85%、83%、80%、78%、75%、70%、65%、60%、55%、50%	90%~50% (10%単位)	70%、60%、50%
4年	88%、85%、83%、80%、78%、75%、70%、65%、60%、55%、50%		
3年	85%、83%、80%、78%、75%、70%、65%、60%、55%、50%		
2年	80%、78%、75%、70%、65%、60%、55%、50%		
1年	75%、70%、65%、60%、55%、50%		

<積立方式で選択できる補償幅と支払率>

補償幅	支払率
10%、5%	90%~10%(10%単位) ただし、保険方式の支払率を超えない割合とします

●保険料・積立金・付加保険料(事務費)について

農業者は、保険料・積立金・付加保険料(事務費)を支払って加入します。(任意加入)

(1)保険料

- ・保険料には、50%の国庫補助があります。
- ・保険料率は標準率を中心に、上下10区分(全21区分)の危険段階保険料率を設定し、最低区分「-10」の保険料率は、区分「0」の3割水準とします。
- ① 加入1年目は、区分「0」の保険料率を適用します。
- ② 加入2年目以降は、加入者ごとに、保険金の受取実績を基に損害率(保険金÷保険料)を計算し、該当する区分の保険料率が適用されます。
- ・保険金の受取がなければ、基本1段階ずつ下がります。(5年で半額水準になる)
- ・保険金の受取があれば、段階は上がりますが、加入者の負担が極端に増加することのないよう、年最大3区分までとどめます。

〈補償限度ごとの保険料率〉

保険方式の補償限度	保険料率(国庫補助後)
80%	1.498%
78%	1.305%
75%	1.068%
70%	0.776%
60%	0.430%
50%	0.252%

〈危険段階別の保険料率〉 保険方式の補償限度80%の場合

危険段階別の保険料率	保険料率(国庫補助後)
10	5.119%
9	3.553%
8	3.256%
7	2.957%
6	2.659%
5	2.379%
4	2.100%
3	1.820%
2	1.713%
1	1.605%
0	1.498%
-1	1.390%
-2	1.283%
-3	1.175%
-4	1.068%
-5	0.960%
-6	0.853%
-7	0.745%
-8	0.638%
-9	0.530%
-10	0.449%

(2)積立金

- ・積立金には75%の国庫補助があり、補てんに使われなければ、翌年に持ち越されます。

(3)付加保険料(事務費)

- ・付加保険料(事務費)には50%の国庫補助があり、加入者割(3,200円)、保険金額及び補てん対象金額割(1万円当たり22円)、初年度割(1,300円)です。
- ※初年度割は加入初年度のみの支払いです。

※保険料と付加保険料(事務費)は、必要経費(損金)に算入できます。(積立金は預け金となります)

※保険料、積立金の支払いは分割で支払ができます。(積立金の分割支払は初年度のみ)

(参考)

- ・保険料=基準収入×補償限度(80%上限)×支払率(90%上限)×保険料率(国庫補助後)
- ・積立金=基準収入×積立幅(10%上限)×支払率(90%上限)×25%

●農業者の保険料等と補てん金額の試算 基準収入1,000万円で、補償限度90%(保険方式80%+積立方式10%)、支払率90%を選択した場合

農業者が用意すべきお金(1年目)

	保険料	積立金	付加保険料(事務費)	合計
基準収入1,000万円	107,820円	225,000円	22,320円	355,140円

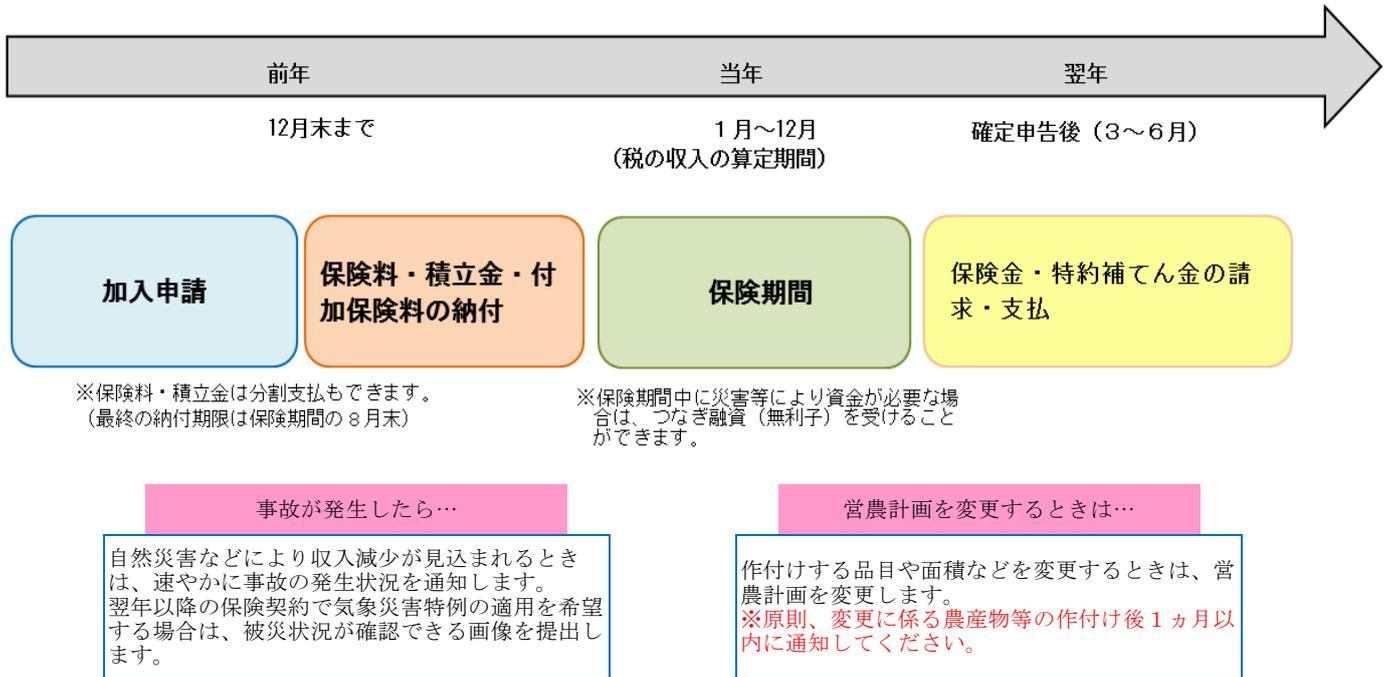
補てんされる金額

当年の収入(収入減少割合)	保険金	積立金	補てんの合計
800万円(20%減少)	0円	90万円	90万円
500万円(50%減少)	270万円	90万円	360万円
0円(100%減少)	720万円	90万円	810万円

●加入手続き(必要な書類)について

個人の場合	所得税の確定申告書第1表及び青色申告決算書 対象農産物ごとの販売金額と雑収入が確認できる帳簿
法人の場合	法人税の申告書別表一及び別表四 損益計算書 棚卸資産の内訳書・損益、雑損失の内訳書
その他	保険期間中の営農計画・過去の営農実績などについて聞取りをする場合があります。

●加入・支払スケジュール(個人の場合)



●営農計画の変更通知について

保険期間中の営農計画に変更がある場合は、変更に係る農作物等の作付け後1ヵ月以内にご連絡ください。
例：作付する対象農産物等の種類、栽培面積、見込収穫数量の変更、消費税の免税事業者であることに伴う見込販売価格の低下など自己都合により栽培・飼養を中止する場合も同様にご連絡ください。

●事故発生通知について

自然災害などにより収入減少が見込まれる場合は、被害が確認できる期間内にご連絡ください。
事故の種類が気象災害で、翌年以降に保険期間が開始する保険契約で気象災害特例の適用を希望する場合は、市町村長が交付する被災証明をご提出ください。
対象農産物等の被災状況を確認できる画像を提出いただくと、市町村長が交付する被災証明に代えることができます。
※気象災害特例は、甚大な気象災害で被災した年の実績農業収入金額を翌年以降の基準収入金額算定の際に補正できる特例です。

●つなぎ資金の貸付について

自然災害や価格低下などにより農産物等の販売金額が減少し、保険金等の支払いが見込まれる場合は、保険金等の支払いまでのつなぎとして、全国農業共済組合連合会(以下「全国連合会」という。)から無利子の資金「つなぎ資金」の貸付けを受けることができます。

●加入者の遵守すべき事項

(1) 保険期間中に次に掲げる帳簿を作成し、それぞれ定める事項の記録と保存が必要です。

● 農作業日誌

保険期間中の営農計画における対象農産物等の種類ごとに、作付け、施肥、防除、収穫等(畜産物の場合は、種付け、分娩、素畜の導入、給餌、投薬、出荷等)の作業の年月日、内容

● 事業消費帳簿

対象農産物等を事業消費した年月日、数量、用途等

● 販売帳簿

税法にもとづき記録すべき事項(販売金額、数量等)

(2) 全国連合会から、調査および収入保険の実施に関して必要な資料の要求があった場合は、ご協力いただきます。

(3) 過去の青色申告決算書(基準収入金額の算定に用いたものに限ります。)の内容について、更正の請求、修正申告等により変更が生じた場合は、農業共済組合を通じて全国連合会にご通知ください。

(4) 保険期間開始日の属する年の前年および保険期間中の農業収入金額に係る下記の税務申告書類を、税務申告の期限の日から1ヵ月以内に農業共済組合を通じて全国連合会にご提出ください。

● 個人

所得税の確定申告書第1表、青色申告決算書、棚卸表、事業消費帳簿等

● 法人

法人税の申告書の別表一および別表四、損益計算書、棚卸表、事業消費帳簿、製造原価報告書等

●類似制度との関係について

収入減少を補てんする機能を有する類似制度については、国費の二重助成を避けつつ、農業者がそれぞれの経営形態に応じた適切な制度を利用できるよう、選択加入とします。

<収入減少を補てんする機能を有する類似制度>

(1) 収入保険とどちらか一方を選択して加入します。

- ・農業共済(※1)
- ・収入減少影響緩和対策(ナラシ事業)
- ・野菜価格安定制度(※2)
- ・加工原料乳生産者経営安定対策

※1 農業共済のうち固定資産の損失を補てんするもの(家畜共済(搾乳牛、繁殖雌牛等)、園芸施設共済(施設内農作物以外)、果樹共済(樹体共済))及び診療費を補てんするもの(家畜共済(病傷共済))は含まない。

※2 野菜の価格下落時の出荷調整を支援する事業(野菜需給均衡総合推進対策事業)、野菜の契約取引において不作時の数量確保を支援する事業(契約指定野菜安定供給事業数量確保タイプ等)は含まない。

(2) 下記の畜産品目と他の品目の複合経営の場合は、他の品目は収入保険に加入することができます。

- ・肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)
- ・養豚経営安定対策事業(豚マルキン)
- ・肉用子牛生産者補給金制度、肉用牛繁殖経営支援事業
- ・鶏卵生産者経営安定対策

※ 複合経営について、マルキン等の対象畜産物について家畜共済(死産共済)に加入する場合は、マルキン等の対象畜産物及び関連畜産物(育成牛、子豚、育成豚)以外の他の品目は、収入保険に加入できます。

●不正受給の防止について

(1) 収入保険の適正な運営を確保するためには、保険金等の不正受給を防止することが必要になります。

- ① 農業者は、災害等の事故発生時に実施主体に通知するとともに、証拠(農作業日誌など)を保存してください。
- ② また、実施主体は、必要に応じ、現地調査等で確認を行うこととなります。

(2) 保険金等の不正受給防止策

- ① 不正があった場合は、免責として保険金・特約補てん金を支払できません。
- ② 重大な不正があった場合は、翌年以降の加入を禁止します。

<免責事由>

- ・加入申請時に悪意または重大な過失によって通知しなかった場合や事実と異なる通知をした場合
 - ・保険料を納付期限までに納付しなかった場合
 - ・農作業日誌の記録・保存や営農計画の変更通知を行わなかった場合
 - ・捨て作りや意図的な安売りをを行うなど、通常の農業者の行う農業経営に係る努力や保険事故の発生の防止の義務を怠った場合
 - ・事故発生通知を怠った場合
 - ・戦争その他の変乱によって収入減少が生じた場合
 - ・植物防疫法の規定に違反した場合
- などのことがあります。

●付加保険料(事務費)の割引について

○付加保険料(事務費)の合計が15万円を超えた場合は、割引が適用されます。

付加保険料(事務費)の合計	割引額
15万円超30万円以下	15万円を超えた額に対し30%
30万円超	上記に加えて30万円を超えた額に対し70%

○自動継続特約を付した場合やインターネット申請を行う場合は、割引が適用されます。

割引項目	割引額
自動継続特約	1,000円
共通申請サービス	2,200円(新規加入申請時4,500円)
自動継続特約+共通申請サービス	3,200円(新規加入申請時4,500円)

●青色申告を始めましょう

新たに青色申告を始めるためには、個人の場合、始める年の3月15日までに最寄りの税務署へ「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。

青色申告には税制上の特典がたくさんあります。

(1) 青色申告特別控除

所得金額から最大65万円を差し引くことができます。

(2) 損失の繰り越しと繰り戻し

損失額を翌年以後3年間(法人は9年間)にわたって繰り越して、各年分の所得から控除可能です。

また、繰越しに代えて、損失額を前年に繰り戻して、前年分の所得税の還付を受けることも可能です。

(3) 青色事業専従者給与の必要経費算入

配偶者等に支払う給与を必要経費に算入することができます。

〈青色申告承認申請書の書き方〉

1 0 9 9 0

所管する税務署を記入する

住民票の住所・TELを記入する

提出日を記入する

始める年を記入する

初めての場合は無

税務署長

〒 _____

_____ 年 _____ 月 _____ 日 提出

氏名 **共済 太郎**

職業 **農業**

令和 _____ 年分以後の所得後の申告は、青色申告書によりたいので申請します。

1 事業所又は所得の基となる資産の名称及びその所在地（事業所又は資産の異なることに影響します。）

名称 _____ 所在地 _____

名称 _____ 所在地 _____

2 所得の種類（該当する事項を選択してください。）

事業所得 ・ 不動産所得 ・ 山林所得

3 いままで青色申告承認の取扱いを受けたこと又は取りやめをしたことの有無

有（ 取扱い・ 取りやめ） _____ 年 _____ 月 _____ 日 無

4 本年1月16日以後新たに業務を開始した場合、その開始した年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

5 相続による事業承継の有無

有 相続開始年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 被相続人の氏名 _____ 無

6 その他参考事項

(1) 簿記方式（青色申告のための簿記の方法のうち、該当するものを選択してください。）

貸借対照表・ 簿記簿記・ その他（ _____ ）

(2) 銀行振替名（青色申告のため振替行の振替名を選択してください。）

現金納付帳・ 振替簿・ 簿記帳・ 現金資産台帳・ 押金出納帳・ 手形記入帳
 簿記簿記入帳・ 総勘定元帳・ 仕訳帳・ 入金伝票・ 出金伝票・ 振替伝票・ 現金式業務帳簿・ その他

(3) その他 _____

関係機関

TEL _____

税務署	〒	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____
提出日	年	_____	月	_____	日	_____	_____	_____	_____
職業	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____

※必要に応じて、青色事業専従者給与に関する届出書、給与支払事務所等の開設届出書、源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書もあわせて提出してください。
 ※領収書は必ず保管しておきましょう。

書き方や申請方法がわからない方はお気軽にご連絡ください。

- 本 所 089-941-8135
- 東予支所 0897-55-2955 今治出張所 0898-31-2800
- 中予支所 089-941-4623 伊予出張所 089-982-0534
- 南予支所 0894-62-2123 愛南出張所 0895-72-0201